

資料3

令和6年1月16日  
第2回意見調整委員会

# 要求書に係る意見に対する見解

鳥取県西部広域行政管理組合事務局  
ごみ処理施設整備課

# 目次

整理番号①	事業の実行性	．．．．．	P. 1
整理番号②～⑥	(共通事項)	．．．．．	P. 8
整理番号②	最終候補地評価における生物調査に関する評価の必要性	．．．．．	P.14
整理番号③	最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性	．．．．．	P.22
整理番号④	最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性	．．．．．	P.28
整理番号⑤	最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性	．．．．．	P.39
整理番号⑥	最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性	．．．．．	P.55
整理番号⑦	用地選定経過における公平性の確保	．．．．．	P.59
整理番号⑧	最終候補地評価の箇所数を変更したことの妥当性	．．．．．	P.62
整理番号⑨	UPZの評価の必要性	．．．．．	P.67
整理番号⑩	最終候補地評価における相対評価の妥当性	．．．．．	P.88
整理番号⑪	最終候補地評価における防災面の評価	．．．．．	P.95

整理番号①

# 事業の実効性

# 候補地選定経過における事業実効性の評価基準

- 事業実効性については、二次評価において、構成市町村から調査対象地の報告を受ける前に決定した評価基準に基づき評価した。
- 評価の基準は以下のとおり。

基本項目	評価区分	評価項目	設定理由	配点	評価基準
事業実効性	用地取得	土地の取得性	用地取得を効率的に行うことが、事業の円滑な推進に欠かせないことから設定	5点	5：全て構成市町村の公有地である。 3：全てが公有地（市町村・国・県）である。 1：全部又は一部が私有地である。
		地権者数	地権者が多いことや、抵当権等の設定地、未登記地（未相続、未登記等）がある場合は、用地取得の困難性が高くなることから設定	5点	5：10人未満 3：10～49人 1：50人以上
		抵当権等の設定、未登記地の状況		5点	5：抵当権等の設定地及び未登記地はない。 3：抵当権等の設定地又は未登記地がある。 1：抵当権等の設定地及び未登記地がある。
	物件移転	支障物の有無	移設、付け替えをせざるを得ない送電鉄塔や水路等の支障物が存在する土地は、事業推進に影響があるため設定	5点	5：支障物は存在しない。 3：支障物が存在するが移転・撤去が可能。 1：支障物が存在するが移転・撤去は困難。
	建設期間	施設整備スケジュール	敷地造成等の土工数量が多いと工期が長くなることから設定	5点	5：想定工期は計画期間内に収まる。 1：想定工期は計画期間内に収まらない。

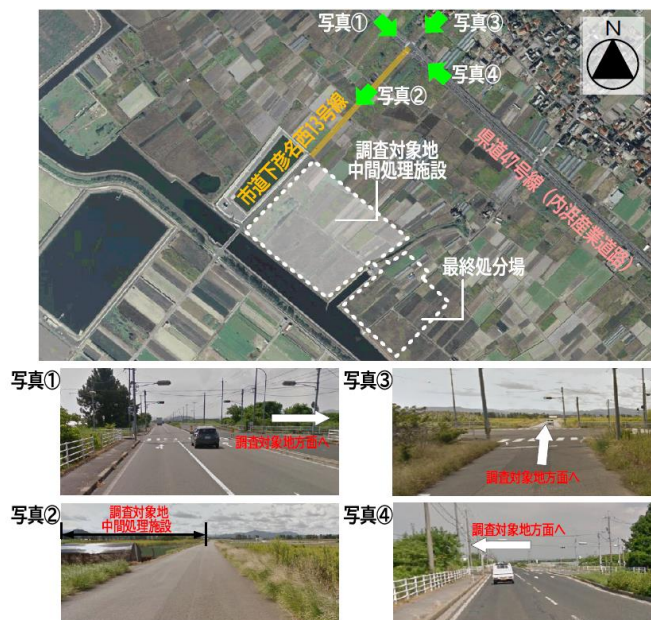
# 二次評価における事業実効性の評価結果

- 最終候補地評価の対象となった調査対象地の評価結果は以下のとおり。

基本 評価 項目	評価区分	評価項目	米子市彦名町地内		米子市尾高・日下地内		米子市尾高・日下地内Bプラン	
			調査結果・評価	配点	調査結果・評価	配点	調査結果・評価	配点
事業 実効 性	用地取得	土地の取得性	全部又は一部が民有地である。	1	全部又は一部が民有地である。	1	全部又は一部が民有地である。	1
		地権者数	50人以上 地権者数 56	1	10～49人 地権者数 15	3	10～49人 地権者数 24	3
		抵当権等の設定、未登記地の状況	抵当権等の設定地 及び未登記地がある。 抵当権 9 未登記地 5	1	抵当権等の設定地 及び未登記地はない。	5	抵当権等の設定地 及び未登記地がある。 抵当権 1 未登記地 2	1
	物件移転	支障物の有無	支障物が存在するが 移転・撤去が可能。 支障物 農業用用水路	3	支障物は存在しない。	5	支障物が存在するが 移転・撤去が可能。 支障物 農業用用水路	3
	建設期間	施設整備スケジュール	想定工期は計画期間内に収まる。 想定工期 58か月	5	想定工期は計画期間内に収まる。 想定工期 58か月	5	想定工期は計画期間内に収まる。 想定工期 58か月	5
	評価項目数 5		計	11	計	19	計	13

# 取付道路の検討

- 幹線道路から施設までの取付道路については、既存の下彦名西13号線（以下「既存道路」という。）を改良（2車線化、歩道を含めた道路幅9.5m以上）することを想定して施設配置案を検討した。



- 建設候補地の選定前に実施した地元説明会において、既存道路の活用に関するご意見をいただいたことから、R5.3.27に開催の正副管理者会議においては、今後整理する主な事項に「農業者の利用を考慮した取付道路の検討」を含めている。
- 現在、施設概要の検討において、取付道路の設置について複数案を検討しているところ。

# 移転補償について

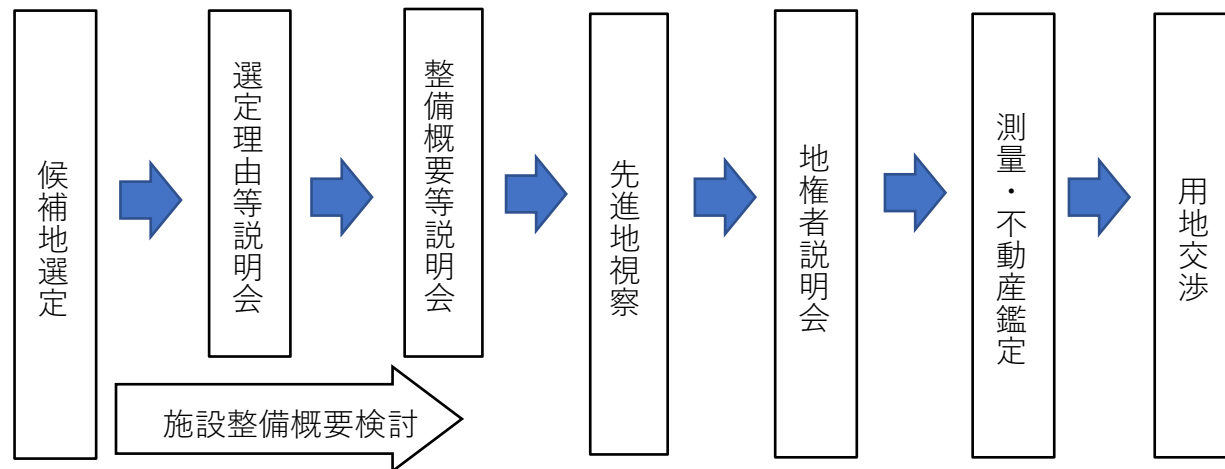
- 想定する敷地付近に2軒の住宅があるが、現在は、施設の敷地境界や取付道路を検討している段階であり、移転に関する具体的な相談をしていない。
- 公共事業に伴う移転の補償額については、家屋の規模や築年数等から評価額を算出することとなり、他の公共事業の事例と大きく異なることはない。
- 公共事業に伴う家屋の移転は他の事例でも見られることから、適切に対応してまいりたい。

※物件補償を伴う用地買収を行った道路整備事業（米子市において、現在実施中のもの）

- 1 市道安倍三柳線改良事業
- 2 市道上福原東福原線改良事業
- 3 市道外浜街道線改良事業（借地・物件補償あり）
- 4 和田浜工業団地内市道改良事業（市道和田浜団地大篠津西2号線、市道和田浜団地大篠津西1号線、市道大篠津西9号線、市道大篠津西10号線）

# 建設候補地選定から用地交渉までの流れ

- 廃棄物処理施設を設置するにあたっては、地元の皆様のご理解をいただくことが大変重要であり、地元の皆様のご意見を十分に伺いながら、事業を進めるよう考えている。
- そのため、地元の自治会等へ建設候補地の選定経過及び理由等を説明し、説明会でいただいたご質問やご意見に対する組合の見解等を改めて説明する予定である。
- また、本年度に検討を進めている施設整備概要（処理対象物、施設規模、敷地範囲等）の説明会の開催も予定しているところ。その後、先進地視察の実施を予定している。
- 説明会及び先進地視察を実施して地元の自治会等のご理解を得た後に、地権者の了解のもとで現地の測量や不動産鑑定等を行ったうえで用地交渉を行うものと想定している。





# 米子市尾高・日下地区における用地買収の懸念

- 建設候補地に選定されなかったことから、尾高・日下地内においては、自治会への説明をしていない。また、用地買収に関する相談をしていないことから、要求書に記載されている「用地買収の懸念の有無」については判断しかねる。
- なお、最終候補地調査の対象となった尾高・日下地区においては、日下地区が含まれる県地区連合自治会から米子市に対し、本組合に報告した調査対象地のうち、尾高・日下地区を取下げよう令和4年12月に要望書が提出されたと伺っている。

整理番号②～⑥  
(共通事項)

最終候補地評価における評価の  
必要性・妥当性について

# R4.1時点（第4回選定委員会）における 最終候補地調査の目的と基準

## ◆調査目的

施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じるため、最終候補地調査を行い、その結果を踏まえ当該候補地の有効性を評価する。

## ◆調査の対象とする基準

対象候補地	調査の対象とする基準
中間処理施設の候補地	一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の順位が1位となった候補地
最終処分場の候補地	上記中間処理施設の候補地において、1位となった最終処分場の候補地

# R4.10時点（第7回選定委員会）における 最終候補地調査の目的と基準

## ◆調査目的の追加

中間処理施設と最終処分場の最終候補地調査の対象地が、それぞれ複数箇所となったため、施設の特性に応じた調査を追加し、候補地としての優位性を判定することとなった。

※最終候補地調査の対象地が2箇所になった理由については、整理番号⑧で説明。

## ◆対象候補地の基準の変更

対象候補地	調査の対象とする基準
中間処理施設の候補地	一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の上位2箇所の候補地
最終処分場の候補地	上記中間処理施設の候補地における、それぞれ上位2箇所となった最終処分場の候補地

# 最終候補地評価における実施方法の決定及び調査項目の追加（第7回選定委員会）

- 候補地確認調査（貴重種）については、一次調査における机上調査により、特定希少野生動植物であるクマタカの情報があったことから、現地調査を実施することとした。
- 候補地確認調査（文化財）についても、一次調査における机上調査により、隣接地に文化財の存在が確認されていることから、最終候補地評価の対象となる調査対象地における文化財調査の必要性及び想定期間を調査することとした。
- また、候補地選定に先立ち、令和3年5月以降に実施した地元説明会において出された意見や質問を踏まえ、以下の対応を行った。
  - 環境影響評価等予備調査のうち大気質については、現地における風向・風速調査を行ったうえで影響を予測することとした。
  - 搬入車両による交通渋滞等に関する意見を踏まえ、施設を設置した際の交通量及び交通渋滞の予測を追加することとした。

# 最終候補地調査の調査項目

- 最終候補地調査の調査項目は、鳥取県環境影響評価条例に規定される項目に準じ、最終候補地調査の時点で調査可能な項目を設定した。
- なお、最終候補地調査は、用地選定のプロセスとして実施するものであり、より詳細な調査は用地選定後、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき実施する。

## ◆最終候補地調査の項目及び内容

調査項目	調査内容
1. 候補地確認調査	<ul style="list-style-type: none"><li>• 候補地内における貴重種の生息や文化財等について、机上調査を基本とする調査を行う。</li><li>• この調査結果を踏まえ、当該候補地の課題の抽出を行うとともに、対処方針を作成する。</li></ul>
2. 環境影響予測等予備調査	<ul style="list-style-type: none"><li>• 施設を整備した場合の周辺への影響について、既往データ等を用いた環境影響予測等予備調査を行う。</li><li>• 調査項目は、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、景観の6項目とし、予測結果による周辺への影響について、国が示す環境基準値との比較を行い、必要な保全対策方針を作成する。</li></ul>

◆鳥取県環境影響評価条例の調査項目（事業特性に応じて項目を選定）

環境要素の区分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質
		騒音(周波数が20Hzを超え100Hz以下の音によるものを含む。)及び超低周波音(周波数が20Hz以下の音をいう。)
		振動
		悪臭
		その他大気環境に係る環境要素
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)
		水底の底質
		地下水の水質及び水位
		その他水環境に係る環境要素
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質
		地盤
		土壌
		日照障害
		電波障害
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物
動物		
生態系		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	
	触れ合い活動の場	
	文化財	
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。)	
	温室効果ガス(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。)	

◆調査範囲

鳥取県環境影響評価技術指針及び解説において、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる地域とする。」と明記されている。

# 最終候補地評価における生物調査 に関する評価の必要性



# 一次評価（生物）について

## ◆一次評価における評価項目

- ① 鳥獣保護区の指定状況
- ② 特定希少野生動植物の有無

## ◆一次評価の結果

- ① 彦名町地内・・・指定されていないが隣接している。  
尾高・日下地内・・・指定されていない。
- ② 彦名町地内・・・生息・生育していない。  
尾高・日下地内・・・生息・生育する可能性がある。

※両候補地における特定希少野生動植物の情報について、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の所管課に照会したところ、彦名町地内の建設候補地においては特定希少野生動植物の情報が無かったのに対し、尾高・日下地内の建設候補地においては、特定希少野生動植物であるクマタカの目撃情報があるとのことであった。

# クマタカとは

クマタカ タカ目タカ科  
*Spizaetus nipalensis* (Hodgson, 1836)

鳥取県：絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)

環境省：絶滅危惧ⅠB類(EN)



撮影：小椋一博

■選定理由：繁殖期にも記録があり，県内で繁殖しているものとみられるが，生息個体数は少ない。

■形態と生態：全長雄70cm，雌80cmほど，翼開長140-165cmの大型のタカ。翼は比較的短めで，幅が広く後縁にふくらみがある。尾は長めで幅が広い。後頭の羽毛は少し長めで冠羽状。頭部から体の下面は白く，上面は灰黒褐色。頭部・首・胸部には黒い縦斑があり，腹部には黒い横斑がある。九州以北の山林に留鳥としてすみ，見晴らしの

良い場所でウサギ，ヤマドリ，ヘビ類など獲物を待つ。餌は中型の哺乳類，鳥類，爬虫類など。

■分布(県内)：全域の山地の森林。若桜，八東，智頭，用瀬，河原，佐治，鹿野，三朝，関金，赤碕，中山，大山，江府，溝口，日野，日南などの町村で記録がある。

■分布(県外)：北海道，本州，四国，九州の山地森林（本州中部では標高500-1500mくらい）；中国南部，タイ北部，ヒマラヤなどでの留鳥。

■生息環境：主に落葉広葉樹林帯。

■保護上の留意点：県内には，従来から県南部の山地に広く分布しているものの，針葉樹の造林地の拡大などの森林開発にともなって，生息環境の破壊や餌となる動物の減少が進み，個体数が減少しているとみられる。かろうじて残された落葉広葉樹の自然林の保護を第一とし，奥山の人工林の針広混交林化や自然林の再生が望まれる。

■特記事項：「種の保存法」規制対象種(国内希少野生動物)。

■文献：

安田亘之(1993)クマタカ. pp. 44-45. In: 鳥取県のすぐれた自然(動物).

執筆者：片岡智徳

# 最終候補地評価における生物調査の必要性

- 生物調査は、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を目的として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、鳥取県環境影響評価条例に規定されている項目の一つである。
- また、令和4年1月（第4回選定委員会）の時点で、最終候補地調査において、貴重種の生息について、机上調査を基本とする調査を行うこととしていた。
- その後に実施した一次調査（机上調査）により、尾高・日下地区の建設候補地において、クマタカ（特定希少野生動植物）の生息の可能性についての情報があったため、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因となるものであり、尾高・日下地区における現地調査を実施したものの。
- なお、この度の調査は、用地選定のプロセスとして実施したものであり、一年を通じた詳細な調査は、今後、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づいて実施するものである。（令和4年10月28日彦名地区自治連合会説明会で回答）

# 米子水鳥公園の水鳥への影響について

- 建設候補地選定の前後における地元説明会において、施設の整備による米子水鳥公園に生息する水鳥への影響を懸念する意見があったため、米子水鳥公園へのヒアリングを行うとともに、米子水鳥公園の周辺状況や全国のラムサール条約登録湿地の状況について調査、検討した。

## ◆調査、検討の結果

- 施設の建設や稼働による米子水鳥公園の水鳥への影響について、専門家へのヒアリングを行ったところ、「水鳥公園は建設候補地から十分に離れているため、施設の建設や稼働の影響により、水鳥公園の鳥類相に大きな変化が生じることは考えにくい。」とのことであった。
- また、水鳥公園の周辺における開発状況について、米子水鳥公園から新しい中間処理施設の建設候補地までの距離は約1.7kmあり、概ね同距離内に米子港や工業団地などが立地している。
- さらに、全国のラムサール条約登録湿地には、周辺が開発された湿地も登録されている。

- 以上のことを勘案すると、施設の工事や立地に伴う水鳥公園の水鳥への影響については、米子水鳥公園が建設候補地から約1.7 km離れていることから小さいと想定する。

# 専門家へのヒアリング結果

- 施設の建設や稼働による米子水鳥公園の水鳥への影響について、専門家へのヒアリングを行った。(R5.8)

## ◆ヒアリング対象

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

## ◆ヒアリング結果

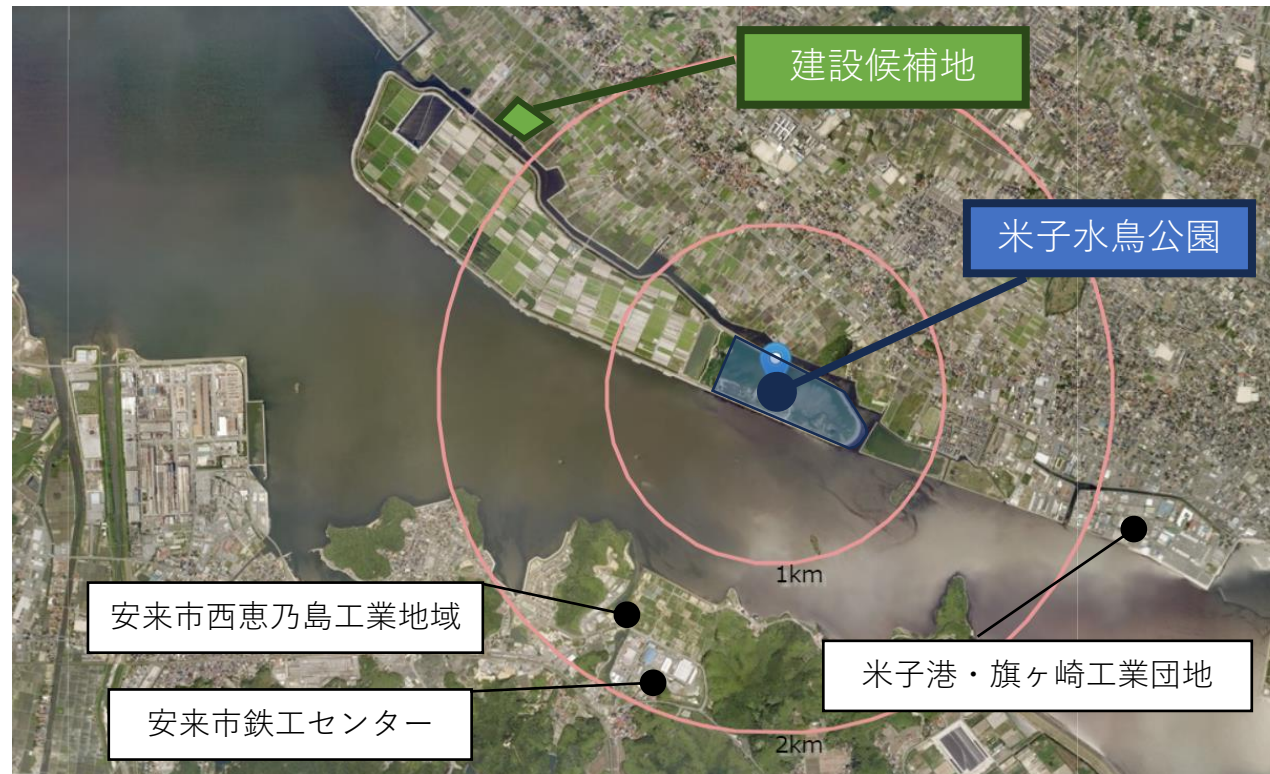
- 水鳥公園は建設候補地から十分に離れているため、施設の建設や稼働の影響により、水鳥公園の鳥類相に大きな変化が生じることは考えにくい。
- コハクチョウが、主な北帰行ルート方向にある米子市クリーンセンター付近を通過する様子から、建物や煙突への衝突は十分回避可能と思われ、施設の配置や建屋の形状の検討において、水鳥への特段の配慮が必要であるとは考えにくい。



# 米子水鳥公園周辺の開発状況

- 米子水鳥公園から新しい中間処理施設の建設候補地までの距離は約1.7kmあり、概ね同距離内に米子港・旗ヶ崎工業団地、安来市の工業団地があり、ごみ処理施設だけが特段に影響を与えるとは考えにくい。

## 米子水鳥公園周辺の主な開発状況



# 全国のラムサール条約登録湿地の状況

- 全国のラムサール条約登録湿地には、谷津干潟（千葉県習志野市）、葛西海浜公園（東京都江戸川区）、琵琶湖（滋賀県）など、周辺が開発された湿地も登録されており、全国的に水鳥生息地に近接または隣接する開発地は多くあり、施設との共存は可能であると考えている。



谷津干潟（千葉県習志野市）



葛西海浜公園（東京都江戸川区）



琵琶湖（滋賀県）

# 最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性



# 煙突排ガスの大気拡散予測

## ◆調査目的

- 予測結果による周辺への影響について、国が示す環境基準値との比較を行い、必要な保全対策方針を作成すること

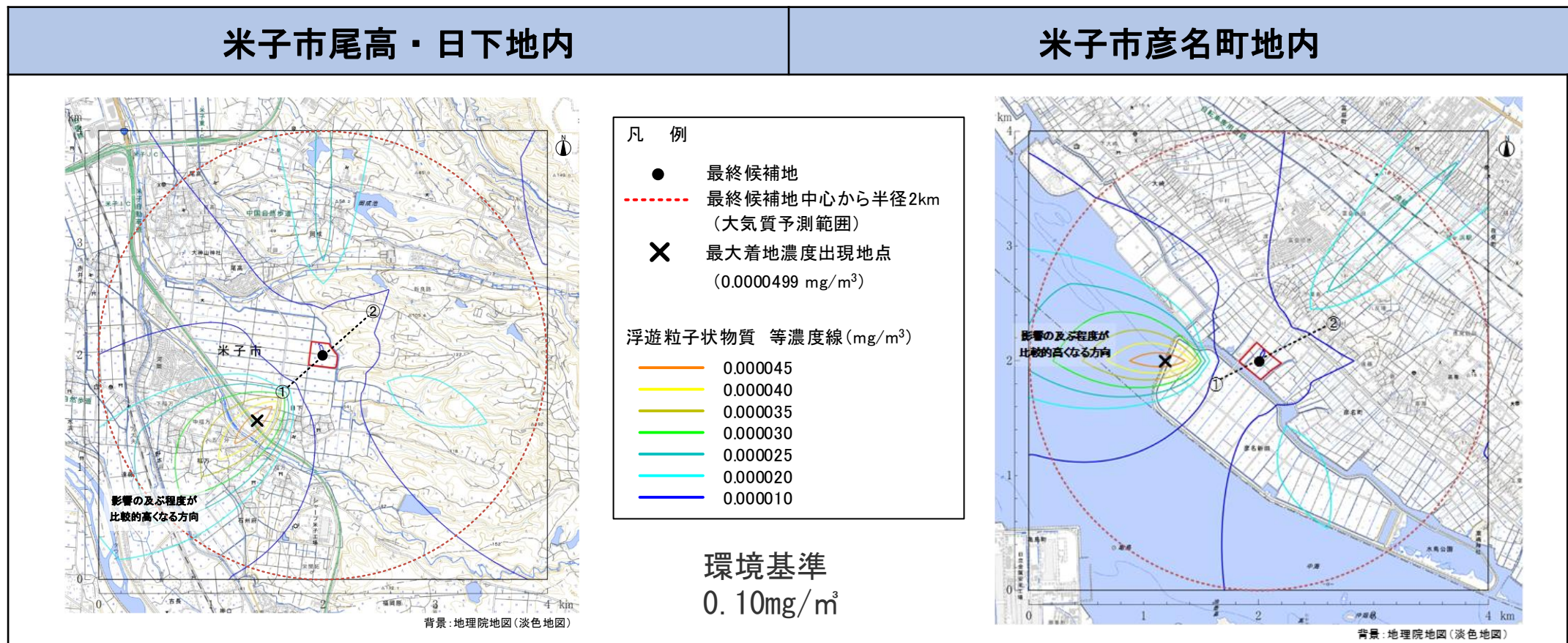
## ◆調査方法

- 既往データとして米子特別気象観測所のデータを用いるが、現地の風向・風速の状況と一致するか確認するため、現地における風向・風速調査を行ったうえで影響を予測することとなった。（R4.10 第7回選定委員会）

# 煙突排ガスの周辺大気への影響①（長期的評価）

- 煙突排ガスによる影響を考慮した大気拡散予測の結果、長期的評価（1年間の予測調査の1日平均値）については、最大着地濃度出現地点が、尾高・日下地内においては住宅地、彦名町地内においては中海や農地となるが、環境基準に対する最大寄与濃度の割合はごくわずか（約0.05%、0.0000499/0.1）であり、いずれの候補地も、周辺環境大気への影響は軽微と予測された。

## ◆浮遊粒子状物質の大気拡散予測（長期平均濃度）結果



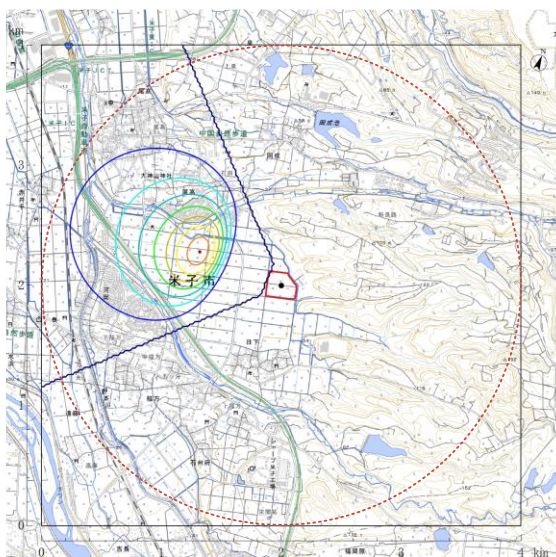
## 煙突排ガスの周辺大気への影響②（短期的評価）

### ◆浮遊粒子状物質の大気拡散予測（短期濃度）結果

- 短期的評価（1日の予測調査の平均値）については、代表風速：0.7m/s、大気安定度が強不安定の時、煙源よりおよそ735mの位置に、短期濃度（寄与濃度）の影響が最大となる地点が出現する。 単位：mg/m<sup>3</sup>

項目	現況濃度 米子保健所（R3年度）	寄与濃度	推定将来濃度 （推定した1時間値最大値）	環境基準
浮遊粒子状物質 （1時間値最大値）	0.215	0.0007592	0.2157592	1時間値が 0.20以下

- 現況濃度及び推定将来濃度は、環境基準を超えているが、環境基準に対する寄与濃度はごくわずか（約0.4%、0.0007592/0.2）であり、現況に対する影響は軽微と推察された。



尾高・日下地内 風向：東南東



彦名町地内 風向：南南東

- 大気拡散予測の結果、長期的評価及び短期的評価に係る環境基準等に整合することから、煙突排ガスの排出による周辺環境大気への影響は軽微と予測された。
- これらの予測結果からは、両候補地における優位性の判定は無かった。

## 煙突排ガスの周辺大気への影響③ (断面図作成による周辺への影響検討)

### ◆断面図作成による周辺への影響検討

- 浮遊粒子状物質の大気拡散予測（長期平均濃度）結果から、普通、煙突から排出された煙は、その吐出速度と高温による浮力によって上昇し、気流や希釈により大気中に拡散する。
- しかし、風向風速などの気象条件によっては、排ガスが上昇せず地上と平行に一定の方向にたなびく可能性がある。
- 標高によっては、煙が直接に地上に影響する可能性があるため、断面図作成により周辺への影響の可視化を試みた。

# 煙突排ガスの周辺大気への影響④ (断面図作成による周辺への影響検討)

## ◆断面図作成による煙突排ガスの影響についての評価

- 断面図作成による周辺への影響検討の結果、米子市尾高・日下地内においては、北東方向の山地（下図②付近）に煙突の高さとほぼ同じ標高に住宅地（施設との標高差約50m）があり、煙突排ガスが直接到達する可能性がある。
- 一方、米子市彦名町地内における候補地周辺は平坦で、煙突高さと同程度の標高となる土地は存在しないことから、米子市彦名町地内に優位性があるとの判定であった。

